

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

V 「合理化」と労働組合

2 主要組合の「合理化」への対応

全国金属

全金では、三年にわたる争議が解決した草加鋼業支部、査定廃止を実現した熊本電子工業支部、合理化計画を撤回させた日本起重機支部のとりくみが注目される。また、八五年六月には、日本工作所支部を中心に「反来島どつく」対策委員会が下関で開かれた。

【草加鋼業支部】

一九八一年一月、川鉄商事の指揮により、伸鉄製造の草加鋼業は不況のため工場閉鎖・全員解雇を実施、これに反対する組合側は工場再開を要求し、争議が始まった。草加鋼業労組は全国金属に加盟し、以来、東京の「川商攻め」に重点をおき、通算三二波の抗議行動を展開、現地では支援共闘による社長への抗議と団体交渉を重ねた。一方、川商を相手に地位確認の訴訟を起こし、八五年初頭に裁判所の職権和解がおこなわれた。工場再開は実現できなかったものの、(1)再就職希望者には就職斡旋、(2)争議解決金は川商と草加鋼業が連帯して支払う、など川商が責任をとる形での和解となり、争議は解決した(『全国金属』一九八五年三月一日付)。

【熊本電子工業支部】

熊本電子工業に一九七六年一〇月組合が結成された動機は「封建的経営と成績査定への不満」であった。当時の査定は五ランクで一番上と二番目の査定では基準賃金に二〇%の差がついた。内容的にも組合活動や時間外労働で差が設けられていた。査定廃止に組合員が向かったのは、七九年夏、準社員(女性)の再雇用闘争を通じてであった。会社側は「査定が優秀でないので定年後再雇用しない」という態度を示し、組合はこれを不公平だとして撤回させた。以後、査定方法改善をめぐる要求が組合側から出され、八二年に五ランク制を三ランク制に改めさせ、さらに査定そのものが会社の管理責任を個人に転嫁するものだと批判、八三年には年間一〇%の生産性アップを条件に賃金査定を中止、八四年年末闘争で残っていた一時金の査定も廃止が実現した(『全国金属』一九八五年六月二一日付)。

【日本起重機支部】

一九八五年一月、東京と栃木に工場をもつ日本起重機で、(1)四五人の人員減、(2)賃金一二%削減、(3)賃上げ二年間停止、(4)一時金は二年で二ヵ月、(5)労働時間の一七%延長、(6)退職金二〇%引き下げ、などの合理化計画が提案された。同社の経営は事実上日商岩井が握っていたが、日商岩井が手を引くことを決めたため、この合理化提案が出されたのである。日本起重機支部は全面撤回要求を全員一致で決め、ただちに団交に入った。支部はさらに本社への集団抗議と、日商岩井への抗議行動を計画した。そして、二月二〇日の団体交渉の席上、会社側は合理化案が不備で

あったとして全面撤回、また日商岩井も援助の継続を決定した(『全国金属』一九八五年二月二一日付、三月一日付)。

【日本工作所支部】

下関市の日本工作所は、来島どっくとの業務提携計画を進めているが、全金日本工作所支部は、提携計画にともなう「松山市での研修＝思想教育」を警戒し、研修にたいする条件として、(1)仕事・技術面の教育に限り、講義のみとする、(2)反組合的教育はいっさいしない、(3)レポート、誓約書は書かせない、(4)発声訓練はしない、(5)時間外研修はおこなわない、(6)グループ研修は協議して決める、(7)研修は今回限りとする、(8)病気など正当な理由がある場合は除外する、の八項目を会社側に提示、「協定に反する研修が行われた場合は研修を直ちに中止する」と申し入れた。

これにたいし会社側は「(1)と(8)の条件は認められるが、あとは受け入れられない」とし対立、組合側は松山市での研修を拒否した。日本工作所のみでなく、同じく来島グループ入りした旭洋造船鉄工の労組も同様の研修を拒否、組織切り崩しを防ぐため、日本工作所、旭洋造船所労組を中心に、全金、全造船、県労評、下関地区労連、総評が共同で「反来島どっく」対策委員会を設置、闘争を進めていくこととした(『山口新聞』一九八五年六月二八日付)。

全化同盟

全化同盟は、一九八四年八、九月を労働協約闘争月間とし、「全化同盟労働協約標準案」にもとづいて各組合の協約見直しをおこなうこととした。ねらいは労使協議制の強化を通じて経営参加の足場をきずくことと、ME化にともなう技術革新に対応する体制づくりにある。労働協約締結・改善方針と労働協約標準案の「労使協議会付議事項」は以下のとおりである。

一、各組合は全化同盟の労働協約標準案にもとづいて現行協約を比較、検討し、未達成条項を確保し、内容の改善をはかり、統一化と平準化を進める。

二、闘争を効果的に推進するためには、締結、改定時期の統一化が必要である。その時期を毎年、「十月一日」として統一するよう各組合ともその実現に全力をあげそれぞれ締結、改定交渉を行う。

三、中小企業労組では、「統一労働協約」の締結に努力し、本部は各地方本部、地方連合会または業種別単位に条件整備に努める。

四、本部は闘争推進にあたり、全組合が目標を達成していくために必要な指導を行う。

五、「経営参加指針」やマイクロエレクトロニクス化にともなう「新たな技術革新に対応する指針」づくりのため、労働協約特別委員会を設置して、全化同盟労働協約標準案の見直しをしていく。

協議決定事項

(1)労働協約の締結・改廃に(2)労働協約で会社と組合が「協議、決定する」と規定した事項、(3)労働協約に規定していない「組合員の労働条件に関する事項」、(4)労使協議会の権限に関する事項、(5)労働協約の適用に関する事項、(6)苦情処理について個別に解決できなかった事項、(7)安全・衛生、福利・厚生に関する事項、(8)生産性向上計画に関する事項、(9)公害防止対策に関する事項、(10)前項以外の事項で、会社と組合の双方が「協議決定」を必要と認めた事項。

協議事項

(1)労働協約で会社と組合が協議すると定めた事項、(2)就業規則そのほか会社が従業員との関係ならびにこれに関連する事項について規制しようとする諸規則に関する事項、(3)経営基本計画と重大な経営規模の変更に関する事項、(4)生産計画、人事計画、採用計画の基本的事項、(5)設備投資計画に関する事項、(6)重要な職制機構の改廃に関する事項、(7)教育・訓練計画と運用に関する事項、(8)安全、衛生、公害・環境保全の基本事項、(9)関連企業の基本事項、(10)・労使合同の調査、研究委員会に関する事項、(11)中、長期経営基本方針と将来構想の基本事項、(12)経営、経理内容に関する事項、(13)各種専門委員会から審議の要請のあった事項、(14)会社と組合の双方が「協議する」ことを必要と認める事項。(『生産性新聞』一九八四年七月二五日付)

全造船機械

三菱重工業が提案した同社福岡工場の閉鎖、下関移転計画をめぐる、これに反対する運動が地域住民をもまきこんで進められている。

一九八四年一二月一四日、三菱重工は、全造船機械三菱重工支部福岡工作分会にたいし、「油圧器機と母機との生産一体化をはかり、市場占拠率を伸ばす」ため、(1)筑紫野市にある福岡工場を閉鎖し下関市に移転する、(2)従業員全員を下関市へ配転する、との合理化計画を提案した。福岡工場は三菱重工(当時三菱造船)が一九六二年に筑紫野市に農地のとりまとめを依頼し、市企業誘致条例の適用をうけて、有利な条件で、福岡機械製作所として発足した経緯をもつ。その後、三菱重工長崎造船所の管理を経て一九七九年には、もっぱら地理的な理由から三菱重工下関造船所の管理下に入った。当時、会社は全造船三菱重工支部とのあいだで福岡製作所を「今後これを閉鎖する考えはないことを確認する」と約束し、覚書きも取り交わしていた。

組合側は、今回の合理化計画にたいし、「工場が移転すれば、下請を含む労働者の生活権は根底から破壊される」として撤回を求め、筑紫野地区労を中心に三菱福岡工場移転反対共闘会議を結成し、(1)工場存続市民署名、(2)三菱にたいする工場移転撤回交渉、(3)市長交渉、などの方針を決めた。こうしたなかで筑紫野市長も「率直に言って遺憾なこと」と今回の合理化計画を批判、住民ぐるみの反対運動が広がり始めた。八五年三月一二日には七〇〇人、四月二三日には一〇〇〇人をこす参加者によって「三菱福岡工場閉鎖阻止集会」が開かれ、ひとまず下関新工場の建設開始は当初計画より遅れることとなった(『全造船機械』一九八五年一月二〇日付、三月一〇日付、三月二〇日付、五月二〇日付)。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
